

(6) 教育課程の変更状況

大学院学校教育研究科

ア 国立大学法人上越教育大学学則の一部を改正する学則新旧対照表（抜粋）

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）																																				
<p style="text-align: center;">国立大学法人上越教育大学学則（抄）</p> <p>（単位の計算方法）</p> <p>第45条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。<u>この場合において、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二つ以上の方法の併用により行う授業について、同基準を考慮して単位数を定める。</u></p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>2 略</p> <p>（成績の評価）</p> <p>第50条 授業科目の試験の成績は、<u>S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。</u></p> <p>（専攻及び収容定員）</p> <p>第65条 大学院学校教育研究科に、専攻を置き、専攻及び収容定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 963 1041 1197"> <thead> <tr> <th>専攻名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専攻</td> <td>120人</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専攻</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育専攻</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専攻</td> <td>140</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>（教育方法及び教育課程の編成方法等）</p> <p>第70条 <u>大学院の教育課程は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって、体系的に編成するものとする。</u></p> <p>2 <u>大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行い、授業科目は、共通科目及び専攻科目に区分する。</u></p>	専攻名	入学定員	収容定員	学校教育専攻	120人	240人	幼児教育専攻	10	20	特別支援教育専攻	30	60	教科・領域教育専攻	140	280	計	300	600	<p style="text-align: center;">国立大学法人上越教育大学学則（抄）</p> <p>（単位の計算方法）</p> <p>第45条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。</p> <p>（成績の評価）</p> <p>第50条 授業科目の試験の成績は、<u>A、B、C及びDの4種の評語をもって表わし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。</u></p> <p>（専攻及び収容定員）</p> <p>第65条 大学院学校教育研究科に、専攻を置き、専攻及び収容定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 963 2056 1197"> <thead> <tr> <th>専攻名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専攻</td> <td>120人</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専攻</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>障害児教育専攻</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専攻</td> <td>140</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>（教育方法及び教育課程の編成方法等）</p> <p>第70条 <u>大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。</u></p> <p>2 授業科目は、共通科目及び専攻科目に区分する。</p>	専攻名	入学定員	収容定員	学校教育専攻	120人	240人	幼児教育専攻	10	20	障害児教育専攻	30	60	教科・領域教育専攻	140	280	計	300	600
専攻名	入学定員	収容定員																																			
学校教育専攻	120人	240人																																			
幼児教育専攻	10	20																																			
特別支援教育専攻	30	60																																			
教科・領域教育専攻	140	280																																			
計	300	600																																			
専攻名	入学定員	収容定員																																			
学校教育専攻	120人	240人																																			
幼児教育専攻	10	20																																			
障害児教育専攻	30	60																																			
教科・領域教育専攻	140	280																																			
計	300	600																																			

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）
<p>（専攻の目的，授業科目及び履修方法等）</p> <p>第71条 <u>専攻の目的，授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法その他必要な事項は，別に定める。</u></p> <p>（課程の修了）</p> <p>第79条 修了の要件は，大学院に2年以上在学し，所定の30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，<u>学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし，第75条第1項に規定する長期履修学生の修了要件にかかる在学年数は，3年以上とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（資格の取得）</p> <p>第81条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>特別支援学校教諭専修免許状</u> <u>特別支援学校教諭一種免許状</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>（授業科目及び履修方法等）</p> <p>第71条 授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法その他必要な事項は，別に定める。</p> <p>（課程の修了）</p> <p>第79条 修了の要件は，大学院に2年以上在学し，所定の30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>2 前項の学位論文には，専攻の種類に応じ，指導教員の許可を得て，研究演奏又は研究作品を加えることができる。</p> <p>3 第1項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は，教授会の議を経て，学長が行う。</p> <p>（資格の取得）</p> <p>第81条 大学院学校教育研究科において取得することができる教員の免許状の種類は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育専攻 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教） 幼稚園教諭専修免許状</p> <p>(2) 幼児教育専攻 小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状</p> <p>(3) 特別支援教育専攻 <u>盲学校教諭専修免許状</u> <u>盲学校教諭一種免許状</u> <u>聾学校教諭専修免許状</u> <u>聾学校教諭一種免許状</u> <u>養護学校教諭専修免許状</u> <u>養護学校教諭一種免許状</u></p> <p>(4) 教科・領域教育専攻 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，工業，英語） 幼稚園教諭専修免許状 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状</p>

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）														
<p>2 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この学則は、平成19年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>大学院学校教育研究科の障害児教育専攻は、改正後の第65条の規定にかかわらず、平成19年4月1日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</u></p> <p>3 <u>第65条第1項の表に規定する大学院学校教育研究科の専攻、入学定員及び収容定員のうち、平成19年度の大学院学校教育研究科の専攻及び収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="174 555 1041 817"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 555 616 611">専 攻 名</th> <th data-bbox="616 555 1041 611">収 容 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 611 616 659">学 校 教 育 専 攻</td> <td data-bbox="616 611 1041 659">240人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 659 616 691">幼 児 教 育 専 攻</td> <td data-bbox="616 659 1041 691">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 691 616 722">特 別 支 援 教 育 専 攻</td> <td data-bbox="616 691 1041 722">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 722 616 754">障 害 児 教 育 専 攻</td> <td data-bbox="616 722 1041 754">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 754 616 786">教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻</td> <td data-bbox="616 754 1041 786">280</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 786 616 817">計</td> <td data-bbox="616 786 1041 817">600</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>平成18年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この学則による改正後の国立大学法人上越教育大学学則第79条第1項本文及び第81条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	専 攻 名	収 容 定 員	学 校 教 育 専 攻	240人	幼 児 教 育 専 攻	20	特 別 支 援 教 育 専 攻	30	障 害 児 教 育 専 攻	30	教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	280	計	600	<p>2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。</p>
専 攻 名	収 容 定 員														
学 校 教 育 専 攻	240人														
幼 児 教 育 専 攻	20														
特 別 支 援 教 育 専 攻	30														
障 害 児 教 育 専 攻	30														
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	280														
計	600														

イ 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程新旧対照表（抜粋）

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）										
<p align="center">上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</p>	<p align="center">上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</p>										
<p>（趣旨） 第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第71条の規定に基づき、大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）における専攻の目的、開設する授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法について必要な事項を定める。 （専攻の目的） 第2条 大学院の専攻において学生に修得させるべき能力等の教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 539 1093 1209"> <thead> <tr> <th>専攻名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専攻</td> <td>臨床的視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専攻</td> <td>幼児教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育専攻</td> <td>特別支援教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進め、障害のある幼児・児童・生徒に適切な指導と必要な支援を行うことのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専攻</td> <td>教科教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（専攻・コース） 第3条 学生は、学校教育専攻（学習臨床、発達臨床及び臨床心理学の各コース）、幼児教育専攻、特別支援教育専攻及び教科・領域教育専攻（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）のいずれかに所属し履修するものとする。 2 略</p>	専攻名	目的	学校教育専攻	臨床的視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。	幼児教育専攻	幼児教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。	特別支援教育専攻	特別支援教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進め、障害のある幼児・児童・生徒に適切な指導と必要な支援を行うことのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。	教科・領域教育専攻	教科教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。	<p>（趣旨） 第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第71条の規定に基づき、大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）において開設する授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法について必要な事項を定める。</p> <p>（専攻・コース） 第2条 学生は、学校教育専攻（学習臨床、発達臨床及び臨床心理学の各コース）、幼児教育専攻、障害児教育専攻及び教科・領域教育専攻（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）のいずれかに所属し履修するものとする。 2 各専攻・コースを履修する入学年次ごとの標準の学生数は、次の表に掲げるとおりとする。</p>
専攻名	目的										
学校教育専攻	臨床的視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。										
幼児教育専攻	幼児教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。										
特別支援教育専攻	特別支援教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進め、障害のある幼児・児童・生徒に適切な指導と必要な支援を行うことのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。										
教科・領域教育専攻	教科教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。										

改正後（平成19年度以降）

専攻・コース名		学生数
学校教育専攻	学習臨床コース	約60人
	発達臨床コース	約42人
	臨床心理学コース	約18人
幼児教育専攻		10人
特別支援教育専攻		30人
教科・領域教育専攻	言語系コース	約25人
	社会系コース	約25人
	自然系コース	約30人
	芸術系コース	約30人
	生活・健康系コース	約30人
計		300人

（修了要件と履修単位の区分）

第6条 修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき30単位以上を修得し、かつ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者の修了要件に係る在学年数は、3年以上とする。

（研究計画、研究題目及び履修登録）

第10条 学生は、入学後速やかに指導教員の指導を受けて、別に定めるところに従い研究計画を立てるとともに、その研究題目を決定しなければならない。

2 略

（成績の評価）

第13条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、100点満点中90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB及び60点以上70点未満をCとして合格とし、60点未満をDとし、不合格とする。

2 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

（学位論文の提出及び審査等）

第15条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出、審査及び試験については、上越教育大学学位規則（平成16年規則第17号）の定めるところによる。

改正前（平成18年度以前）

専攻・コース名		学生数
学校教育専攻	学習臨床コース	約60人
	発達臨床コース	約42人
	臨床心理学コース	約18人
幼児教育専攻		10人
障害児教育専攻		30人
教科・領域教育専攻	言語系コース	約25人
	社会系コース	約25人
	自然系コース	約30人
	芸術系コース	約30人
	生活・健康系コース	約30人
計		300人

（修了要件と履修単位の区分）

第5条 修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき30単位以上を修得し、かつ、学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。

（研究題目及び履修登録）

第8条 学生は、入学後速やかに指導教員の指導を受けて、その研究題目を決定しなければならない。

2 学生は、前項によるもののほか、当該年度内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い履修登録を行わなければならない。

（成績の評価）

第11条 授業科目の試験の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

（学位論文の提出及び審査等）

第13条 学位論文の提出、審査及び試験については、上越教育大学学位規則（平成16年規則第17号）の定めるところによる。

改正後（平成19年度以降）

別表第1（第4条関係）

専攻・コース名等	教員の免許状の種類（免許教科）
特別支援教育専攻	特別支援学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭一種免許状
略	

別表第2（第6条関係）

区分	授業科目の領域	単位	摘要
専攻科目	専門科目 学習臨床に関する科目 発達臨床に関する科目 幼児教育に関する科目 特別支援教育に関する科目 言語系教育に関する科目 社会系教育に関する科目 自然系教育に関する科目 芸術系教育に関する科目 生活・健康系教育に関する科目	16	全専攻・コース共通とし、16単位以上を修得するものとする。
	略		
略			

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成18年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）第3条、第6条本文、第10条、第13条、第15条、別表第1、別表第2及び別表第3

改正前（平成18年度以前）

別表第1（第3条関係）

専攻・コース名等	教員の免許状の種類（免許教科）
障害児教育専攻	盲学校教諭専修免許状 盲学校教諭一種免許状 聾学校教諭専修免許状 聾学校教諭一種免許状 養護学校教諭専修免許状 養護学校教諭一種免許状
略	

別表第2（第5条関係）

区分	授業科目の領域	単位	摘要
略			
専攻科目	専門科目 学習臨床に関する科目 発達臨床に関する科目 幼児教育に関する科目 障害児教育に関する科目 言語系教育に関する科目 社会系教育に関する科目 自然系教育に関する科目 芸術系教育に関する科目 生活・健康系教育に関する科目	16	全専攻・コース共通とし、16単位以上を修得するものとする。
	略		
略			

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）
<p><u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表第3に規定する授業科目については、履修することができる。</u></p> <p><u>3 前項ただし書の規定により修得した単位は、修了要件30単位に算入しない。</u></p>	

学校教育学部

ア 国立大学法人上越教育大学学則の一部を改正する学則新旧対照表（抜粋）

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）
<p>国立大学法人上越教育大学学則（抄）</p> <p>第2章 学部</p> <p>（教育課程の編成方法等）</p> <p>第43条 <u>学部の教育課程は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる授業科目は、人間教育学関連科目、相互コミュニケーション科目、ブリッジ科目、教育実践科目、専門科目及び卒業研究に区分する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>（専修の目的、授業科目及び履修方法等）</p> <p>第44条 <u>専修の目的、授業科目及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（成績の評価）</p> <p>第50条 <u>授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。</u></p> <p>第3章 大学院</p> <p>（教育方法及び教育課程の編成方法等）</p> <p>第70条 <u>大学院の教育課程は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって、体系的に編成するものとする。</u></p> <p>2 <u>大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行い、授業科目は、共通科目及び専攻科目に区分する。</u></p> <p>（専攻の目的、授業科目及び履修方法等）</p> <p>第71条 <u>専攻の目的、授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法その他必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（課程の修了）</p> <p>第79条 <u>修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、第75条第1項に規定する長期履修学生の修了要件にかかる在学年数は、3年以上とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>国立大学法人上越教育大学学則（抄）</p> <p>第2章 学部</p> <p>（教育課程の編成方法等）</p> <p>第43条 <u>授業科目は、人間教育学関連科目、相互コミュニケーション科目、ブリッジ科目、教育実践科目、専門科目及び卒業研究に区分する。</u></p> <p>2 教育課程の編成にあたっては、前項の区分による授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当するものとする。</p> <p>3 授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>4 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>（授業科目及び履修方法等）</p> <p>第44条 授業科目及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。</p> <p>（成績の評価）</p> <p>第50条 授業科目の試験の成績は、<u>A、B、C及びDの4種の評語をもって表わし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。</u></p> <p>第3章 大学院</p> <p>（教育方法及び教育課程の編成方法等）</p> <p>第70条 <u>大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。</u></p> <p>2 授業科目は、共通科目及び専攻科目に区分する。</p> <p>（授業科目及び履修方法等）</p> <p>第71条 授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法その他必要な事項は、別に定める。</p> <p>（課程の修了）</p> <p>第79条 修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>2 前項の学位論文には、専攻の種類に応じ、指導教員の許可を得て、研究演奏又は研究作品を加えることができる。</p> <p>3 第1項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。</p>

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）
<p>（資格の取得）</p> <p>第81条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>特別支援学校教諭専修免許状</u> <u>特別支援学校教諭一種免許状</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>平成18年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この学則による改正後の国立大学法人上越教育大学学則第50条、第70条、第79条第1項本文及び第81条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>（資格の取得）</p> <p>第81条 大学院学校教育研究科において取得することができる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育専攻</p> <p>小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教） 幼稚園教諭専修免許状</p> <p>(2) 幼児教育専攻</p> <p>小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状</p> <p>(3) 特別支援教育専攻</p> <p><u>盲学校教諭専修免許状</u> <u>盲学校教諭一種免許状</u> <u>聾学校教諭専修免許状</u> <u>聾学校教諭一種免許状</u> <u>養護学校教諭専修免許状</u> <u>養護学校教諭一種免許状</u></p> <p>(4) 教科・領域教育専攻</p> <p>小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，工業，英語） 幼稚園教諭専修免許状 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状</p> <p>2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。</p>

イ 上越教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程新旧対照表（抜粋）

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）																																														
<p align="center">上越教育大学学校教育学部履修規程（抄）</p> <p>（専修の目的） 第2条 学部の専修において学生に修得させるべき能力等の教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 368 1093 687"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専修</td> <td>臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専修</td> <td>幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table>	専修名	目的	学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	幼児教育専修	幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	<p align="center">上越教育大学学校教育学部履修規程（抄）</p> <p>（専修の目的） 第2条 学部の専修において学生に修得させるべき能力等の教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 368 1093 687"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専修</td> <td>臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専修</td> <td>幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table>	専修名	目的	学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	幼児教育専修	幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																														
専修名	目的																																														
学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																														
幼児教育専修	幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																														
教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																														
専修名	目的																																														
学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																														
幼児教育専修	幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																														
教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																														
<p>（専修・コース） 第3条 学生は、初等教育全般にわたる総合的な理解を深め、初等教育教員として必要な資質能力を培うとともに、特定の分野についての専門性を深めるため、2年次から学校教育専修（学習臨床、発達臨床及び臨床心理学の各コース）、幼児教育専修及び教科・領域教育専修（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）のいずれかに所属し履修するものとする。</p> <p>2 略</p> <table border="1" data-bbox="136 951 1039 1217"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>コース名</th> <th>専修・コースの学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学校教育専修</td> <td>学習臨床コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>発達臨床コース</td> <td>約14人</td> </tr> <tr> <td>臨床心理学コース</td> <td>約6人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">幼児教育専修</td> <td></td> <td>約10人</td> </tr> <tr> <td>言語系コース</td> <td>約25人</td> </tr> <tr> <td>社会系コース</td> <td>約15人</td> </tr> <tr> <td>自然系コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>芸術系コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教科・領域教育専修</td> <td>生活・健康系コース</td> <td>約30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（成績の評価） 第14条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、100点満点中90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB及び60点以上70点未満をCとして合格とし、60点未満をDとし、不合格とする。</p> <p>2 略 3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。</p>	専修名	コース名	専修・コースの学生数	学校教育専修	学習臨床コース	約20人	発達臨床コース	約14人	臨床心理学コース	約6人	幼児教育専修		約10人	言語系コース	約25人	社会系コース	約15人	自然系コース	約20人	芸術系コース	約20人	教科・領域教育専修	生活・健康系コース	約30人	<p>（専修・コース） 第2条 学生は、初等教育全般にわたる総合的な理解を深め、初等教育教員として必要な資質能力を培うとともに、特定の分野についての専門性を深めるため、2年次から学校教育専修（学習臨床及び発達臨床の各コース）、幼児教育専修及び教科・領域教育専修（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）のいずれかに所属し履修するものとする。</p> <p>2 各専修・コースを履修する入学年次ごとの標準の学生数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 951 2056 1217"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>コース名</th> <th>専修・コースの学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校教育専修</td> <td>学習臨床コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>発達臨床コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼児教育専修</td> <td></td> <td>約10人</td> </tr> <tr> <td>言語系コース</td> <td>約25人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教科・領域教育専修</td> <td>社会系コース</td> <td>約15人</td> </tr> <tr> <td>自然系コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>芸術系コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>生活・健康系コース</td> <td>約30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（成績の評価） 第13条 授業科目の試験の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。</p> <p>2 再試験により合格となったときの成績は、Cとする。</p>	専修名	コース名	専修・コースの学生数	学校教育専修	学習臨床コース	約20人	発達臨床コース	約20人	幼児教育専修		約10人	言語系コース	約25人	教科・領域教育専修	社会系コース	約15人	自然系コース	約20人	芸術系コース	約20人	生活・健康系コース	約30人
専修名	コース名	専修・コースの学生数																																													
学校教育専修	学習臨床コース	約20人																																													
	発達臨床コース	約14人																																													
	臨床心理学コース	約6人																																													
幼児教育専修		約10人																																													
	言語系コース	約25人																																													
	社会系コース	約15人																																													
	自然系コース	約20人																																													
	芸術系コース	約20人																																													
教科・領域教育専修	生活・健康系コース	約30人																																													
	専修名	コース名	専修・コースの学生数																																												
学校教育専修	学習臨床コース	約20人																																													
	発達臨床コース	約20人																																													
幼児教育専修		約10人																																													
	言語系コース	約25人																																													
教科・領域教育専修	社会系コース	約15人																																													
	自然系コース	約20人																																													
	芸術系コース	約20人																																													
	生活・健康系コース	約30人																																													

改正後（平成19年度以降）	改正前（平成18年度以前）
<p>附 則</p> <p>1 <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>平成18年度以前に学校教育学部に入學した学生については、この規程による改正後の上越教育大学学校教育学部履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）第3条、第14条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表に規定する授業科目については、履修することができる。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の規定により修得した単位は、卒業要件128単位に算入しない。</u></p>	